

施策マネジメントシート

基本施策名	01 人権・平和の推進	施策 統括課	市長室	氏名	吉田 徳史
政策名	1 人権・平和・男女共同参画	主な 関係課	オンブズマン事務局 公民館		

1 施策の目的と指標

対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等

・市民
・市職員

施策の目的

だれもが互いに人権を尊重し合い、また、多様性を認めあうことにより、あらゆる差別のない寛容な地域社会を目指すとともに、平和の大切さを発信・継承し、平和意識の醸成を図ります。

対象指標(対象の大きさを表す指標) 数字は記入しない

	名称	単位
ア	人口(4月1日時点)	人
イ	市職員数(4月1日時点)	人
ウ		
エ		

成果指標(意図の達成度の指標) 数字は記入しない

	名称(展開方向ごとに記載)	単位
1	ア 市は人権を尊重した行政活動を行っていると思う市民の割合	%
	イ	
2	ア 市の平和事業に初めて参加した市民等のうち、「当該事業が平和を考えるきっかけとなった」と答えた市民の数(累計)	人
	イ	
3	ア	
	イ	
4	ア	
	イ	

2 第1次基本計画期間(平成28～令和5年度)内における取組内容

施策の展開方向		目的	手段(具体的な取組内容)
1	人権行政の確立	ソーシャル・インクルージョンの理念に基づき、市民が互いに人権について考え、尊重し合い、全ての市民の人権が擁護されて自分らしく自由に暮らせる、あらゆる差別のない社会を目指します。	人権を取り巻く国内外の動向を注視しながら、インターネットによる人権侵害等の新しい人権課題を含めた個別の人権課題の解決に向けて、意識啓発等の取組を着実に進めます。 人権侵害を救済するため、オンブズマン制度の取組を推進します。 人権擁護の意識が広く行政に行き渡るよう、市職員に対する憲法や人権に関する研修を推進し、人権施策に関する基本方針を策定します。
2	平和意識の醸成	市民一人ひとりが平和への強い意志を持ち、国立市から社会に対して平和の尊さを発信していくことにより、あらゆる暴力、差別、貧困をなくし、安定した平和な地域社会の実現を目指します。	戦争体験に関する講演会等の開催、原爆体験伝承者の育成、また、「平和の日」を制定することなどを通して、戦争や原爆の悲惨さや平和の大切さを語り継ぐとともに、多くの市民に「日常における平和」について考える機会を提供します。 学校や公民館等において、平和教育を推進します。
3			
4			

3 総事業費・指標等の実績推移と目標値、実績状況把握

			単位	数値区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
対象指標	ア	人	見込み値											達成・ 未達成	前年度 比較
		実績値	74,546	75,054	75,466	75,932	75,984								
		イ	人	見込み値											
		実績値	453	461	472	482	480								
	ウ		見込み値												
			実績値												
	エ		見込み値												
			実績値												
成果指標	展開 方向1	ア	%	成り行き値	41.9	41.9	41.9	41.9	41.9	41.9	41.9	41.9	41.9	未達成	向上
			目標値	47.0	48.0	49.0	50.0	51.0	52.0	53.0	54.0	55.0			
			実績値	41.9	36.1	25.2	32.4	34.0							
			基本計画における 指標の説明又は出典元										平成26年度の実績値と過去数年度のうち最大の差（H26）51.0 55.0である4ポイントを上 昇させることを目標とし、年1%の増としました。		
		イ		成り行き値											
	目標値														
	実績値														
	基本計画における 指標の説明又は出典元														
	展開 方向2	ア	人	成り行き値	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	未達成	低下
			目標値		1,350	2,775	4,200	5,625	7,050	8,475	9,900	11,250			
			実績値	1,300	1,390	1,980	1,218	902							
			基本計画における 指標の説明又は出典元										8年後の実績値を市民（75,000人）の約15%として目標を設定しました。		
		イ		成り行き値											
	目標値														
	実績値														
	基本計画における 指標の説明又は出典元														
	展開 方向3	ア		成り行き値											
			目標値												
			実績値												
			基本計画における 指標の説明又は出典元												
イ			成り行き値												
	目標値														
	実績値														
	基本計画における 指標の説明又は出典元														
展開 方向4	ア		成り行き値												
		目標値													
		実績値													
		基本計画における 指標の説明又は出典元													
	イ		成り行き値												
目標値															
実績値															
基本計画における 指標の説明又は出典元															
事務事業数				本数		2	4	3	3						
施策コスト	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円											
			都道府県支出金	千円		356	10,683	1,821	2,233						
			地方債	千円											
			その他	千円											
			一般財源	千円		1,823	9,787	2,473	5,979						
	事業費計（A）	千円	0	2,179	20,470	4,294	8,212	0	0	0	0				
	延べ業務時間	時間		4,509	8,530	10,500	10,400								
	人件費計（B）	千円		16,099	30,964	38,850	38,350								
	トータルコスト(A) + (B)	千円	0	18,278	51,434	43,144	46,562	0	0	0	0				

4 施策の成果実績値に対する評価

(1) 時系列比較（過去3ヶ年の比較） A（かなり向上）～E（かなり低下）

B:成果がどちらかと言えば向上した

(2) 他自治体との成果実績値の比較 A（かなり高い）～E（かなり低い）

A:他自治体と比べてかなり高い成果水準である

背景として考えられること（数値で表せない定性的評価もあれば記載する）

○オンブズマン制度の実施や平成31年4月施行の「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」、人権・平和の基本方針の策定に向けての検討など、他自治体と比較して、事業数及び事業内容に独自性があり高水準にあると考えられる。

○成果指標における数値については、年度により増減の幅がある。人権に関する市民意識調査の設問を令和元年度から変更し、実績値が約2ポイント増加した。今後の推移を慎重に見ていく必要がある。

○展開方向2 - アの指標については、イベント開催時のアンケート調査から集計しているが、アンケートの回収数が前年度より約30%減であったことも実績値低下の理由であると考えられる。

5 施策の現状 必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？

【人権施策】平成28年(2016年)に人権3法(略称:障害者差別解消法、部落差別解消法、ヘイトスピーチ解消法)が成立し、自治体は地域の実情に応じた施策の実施が求められている。部落差別やしょうがいしゃ、女性、子ども、LGBTなどの分野において、市民・市職員一人ひとりが理解を深め、人権感覚を醸成することが必要であり、差別や偏見をなくし多様性を理解し、互いの人権を尊重し合う地域社会を構築していくことが求められている。また、これまでの行政における人権とは、公(行政)に対する個人の権利の保障という側面から捉えられてきたが、市民等からは、私人間における人権侵害や差別の事案への行政としての働きかけを求める声が増えつつある。さらに、インターネット上の人権侵害も課題の一つとなっている。

【平和施策】市では、平成12年(2000年)に「国立市平和都市宣言」を制定し、平成31年(2019年)4月施行の「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」において、6月21日を「くにたち平和の日」として制定している。戦後75年が経過し、戦争体験者が少なくなる中、市民に対し平和の尊さや戦争の悲惨さを伝えていくと共に日常と平和について考える機会を様々な手法により提供する必要がある。

(2) この施策に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

○人権救済に対処する仕組みを作って欲しい。 ○インターネットにおける人権問題への対応策を検討して欲しい。 ○女性の人権擁護(DV対応含む)に対する施策強化の要望する。 ○戦争体験者の体験を伝える、聞ける場を作って欲しい。

(3) 施策の取組状況

元年度の取組状況	2年度の取組予定
【人権施策】人権身の上相談、人権擁護委員の活動(人権の花、人権作文、人権メッセージ発表会など)、人権週間イベント、人権・平和のまちづくり審議会を立ち上げ、基本方針の策定に向けた審議 ＜オンブズマン＞○総合オンブズマンへの相談は、市の業務への苦情等が55件、子どもの人権関係が27件、計82件を受けた。このうち申立てに至った件数は11件(前年度に相談受けたもの2件を含む)で、調査等の対応を行った。 ＜公民館＞6月から平和連続講座を全8回、人権講座5回を開催して平和・人権に対する学習を実施した。 【平和施策】○平和の日イベント、くにたち原爆・東京大空襲体験伝承者の講話活動(定期、派遣、学校)、「ふつうの日になったのが原爆の日」展、アンネのバラの講座、被爆樹木アオギノ育成、第9回平和首長会議国内加盟都市会議総会の開催、青少年国内交流事業の実施。	【人権施策】人権身の上相談、人権擁護委員の活動(人権の花、人権作文、人権メッセージ発表会など)、人権週間イベント、人権研修、人権・平和基本条例の基本方針の策定 ＜オンブズマン＞○学校の休校、イベント自粛等によりオンブズマン制度を周知する機会が減ると見込まれるため、少ない機会を逃すことなく、幅広い手法で周知・啓発を行う。 ＜公民館＞人権・平和事業の実施。 【平和施策】○平和の日イベント、くにたち原爆・東京大空襲体験伝承者の講話活動、東京大空襲関連事業(パネル展示)、「ふつうの日になったのが原爆の日」展、アンネのバラ、被爆樹木アオギノ育成などの取組を予定。青少年国内交流事業の実施。

6 元年度の評価結果 必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策の全体総括(成果実績やコスト、見直しを要する事務事業等) 基本的に展開方向ごとに記載

総合基本計画に照らして評価する(目的達成のための事務事業が適切か、事務事業の実施方法は適切か)

○成果実績

【人権施策】
○平成31年(2019年)4月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を施行し、被差別当事者を含む市民等の意見や要望を取り入れ、市の人権、平和、多様性に関する基本的な理念となる条例となった。
○人権身の上相談や学校と連携した啓発事業、地域ネットワーク協議会事業などの人権擁護委員活動を通じて、個別の人権救済及び児童、生徒を含む市民の人権意識の醸成を図った。
○人権週間等の啓発事業を通じて、市民に人権について考える機会を提供し、市民意識調査においても成果が見られた。
○総合オンブズマンの相談件数は、一般オンブズマンが平成30年度の49件から55件と増加していることから、市民に対する説明能力や接遇をより一層向上させることが求められているものと思われる。一方、子どもの人権オンブズマンについては、平成30年度の26件から27件とほぼ同数であったが、制度の周知が進み、子ども本人からの相談が大幅に増加した。

【平和施策】
○くにたち平和の日イベントでは、平和と多様性をテーマとし平和首長会議国内加盟都市会議開催の機運醸成となった。
○第9回平和首長会議国内加盟都市会議総会を国立市で開催し、市の平和施策と平和の尊さを全国に向け発信した。
○くにたち原爆・東京大空襲体験伝承者講話を市内公共施設、市内全小学校、派遣による市内外の会場で開催し、3名の戦争体験者の体験と平和への願いを多くの方に伝え、考える機会を提供できた。
○「ふつうの日になったのが原爆の日」展、アンネのバラ講座、被爆樹木アオギノ育成など、参加型の平和事業を通じ、市民等が平和を考え、発信する機会の提供を図った。

○改善余地のある事項・課題等

○「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」の理念とソーシャル・インクルージョンの考えを多くの市民や事業者、市職員に理解してもらうための啓発や研修等の周知活動が必要である。
○子どもは人権意識が醸成される過程であることから、さらなる人権意識の啓発を進め、子どもの自己解決力を育むとともに、相談しやすい環境づくりを整える必要がある。
○平和施策に関し、若年層の参加を増やしていくことが課題であり、テーマや手法を工夫していく必要がある。また、令和2年(2020年)に戦後75年を迎え、戦争体験者の高齢化の課題への対応が求められる。
○市民の人権や平和の意識向上は効果が見えにくく、市民意識調査やイベントのアンケートの結果を分析し、事業展開に反映していく必要がある。

(2) 施策の元年度における総合評価

B	成果実績数値の評価(A～E)に、定性的要素を加味した評価 A:目標とする成果を挙げており、社会的要請にも十分応えられている。 B:一定の成果を挙げているが、向上・改善の余地がある。 C:成果向上のため、一層の努力が求められる。 D:成果に乏しく、改善が急務である。事業の一部に見直しが必要である。 E:現状の事業では施策の目的を達成することが困難であるため、抜本的な見直しを要する。
---	--

7 施策の課題・今後の方向性 必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 3年度の取組方針

【人権施策】
○「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」における基本方針の策定及び実態調査、基本計画の検討を行う。
○人権擁護委員と連携し市民の人権を擁護するための啓発活動、相談の実施、人権週間の企画立案を実施する。
○職員の人権意識の醸成を図るために、人権研修を職員課と連携して実施していく。
○総合オンブズマン制度の定着を図るため、一層の周知、啓発を行う。子どもの人権に関する取組については、子どもが立ち寄りやすい居場所づくりや相談方法を検討し、相談しやすい環境の整備を図る。
【平和施策】
○戦争、原爆体験者の高齢化が一層進む中、体験者から直接話を聞く場を作る事と共にくにたち原爆・東京大空襲体験伝承者による講話事業を市内公共施設、学校の協力を得ながら実施していく。派遣講話についても広く周知を図り、様々な場で講話を実施する機会を作る。
○庁内関係部署と連携して、「平和の尊さ」、「戦争の悲惨さ」を継承していく事業のみならず、様々な手法を用いて、平和について考える機会の提供をさらに実施していく必要がある。

(2) 中期的な取組方針(概ね実施計画期間を想定)

【人権施策】○「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」に基づく基本計画を策定する。
○職員の人権意識のさらなる醸成を図り、様々な人権課題を自分事として考えることのできる職員を育成する。
○総合オンブズマン制度の認知度を高めるとともに、子どもの権利を含む市民の権利利益の擁護・救済に向けて安定的な運用を図る。
【平和施策】
○戦争体験者の体験を次世代に残すため、体験談のアーカイブ化の検討を行う。
○若年世代の平和事業への参加の向上を図り、市民の意見を取り込んだ平和事業を展開していく。